

○八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金

令和4年10月18日

告示第203号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害獣による農作物への被害を防止し、市内販売農家の農業経営の維持安定を図るため、販売農家が設置する電気柵の資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキその他哺乳類に属する野生動物であって農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 電気柵 農地への有害獣の侵入を防ぐことを目的として、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条の規定により適切に設置された柵をいう。
- (3) 販売農家 農作物の前年の販売金額が年間50万円以上である個人又は法人をいう。
- (4) 受益区域 電気柵を設置することで、有害獣の侵入が防止される区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに電気柵を設置する販売農家であって、申請の日において次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(3) 申請の日の属する年度において、この補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 法人であって、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

（補助対象事業の要件）

第4条 補助の対象となる事業の要件は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 電気柵を設置する箇所及び受益区域が市内の農地であり、かつ、現に耕作されていること。

(2) 申請の日において、受益区域の全部又は一部を補助対象者が所有又は

借用していること。

(3) 設置する電気柵の仕様が30ボルト未満の電池式又はバッテリー式であり、かつ5年以上の使用に耐えることができるものであること。

(4) 同一の受益区域に係る電気柵の設置について、申請の日前5年以内にこの要綱による補助金又は国若しくは他の地方公共団体からの補助金を受けていないこと。

(補助対象経費、補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、申請書を提出する際に、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 電気柵を設置する場所の位置図、配置図

(2) 電気柵の設置に要する資材等の明細が確認できる書類

(3) 申請者が法人の場合は、事務所又は事業所が市内に所在することが確認できる書類

(4) 申請者の前年の農業による販売収入額が分かる書類

(5) 第3条第2項の各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類の内容を審査のうえ交付の可否を決定し、八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(着手)

第8条 事業の着手は、前条の規定による交付決定後に行うものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、電気柵の設置が完了したときは、八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 電気柵を設置した場所の位置図、配置図

(2) 電気柵の設置に要した資材等の明細が確認できる納品書及び領収書の写し

(3) 電気柵の設置完成写真

（交付請求）

第10条 交付決定者が補助金の交付請求をしようとするときは、交付決定の通知があった日の属する年度の3月15日までに、八街市農作物被害防止電気柵設置事業補助金交付請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、市長の承認を受けずに当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（着手の特例）

2 申請者は、令和4年4月1日から前項に規定する公示の日までの期間に限り、第8条の規定にかかわらず、交付決定前に事業の着手を行うことができる。ただし、補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由

によって設置した電気柵に損失を生じた場合、これらの損失は、申請者が負担する。

別表（第5条）

補助対象経費	補助率及び補助金の額
<p>新たに電気柵を設置するために必要な以下に掲げる資材の購入に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気柵本器 (2) 電池又はバッテリー（ただし本器1台に対して1セットのみ） (3) アース棒 (4) ソーラーパネル (5) 支柱 (6) フック (7) 碍子<small>がいし</small> (8) ゲート用資材 (9) 柵線（コード） (10) 危険表示板 	<p>補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする）とし、上限は20,000円とする。</p>